

## 別添1

### 表示説明に係る判断基準

次のような効能効果が表示説明されている場合は、農薬としての効能効果を標ぼうしているものとみなす。また、名称、含有成分、製法、起源等の記載説明においてこれと同様な効能効果を標ぼうし又は暗示するものも同様とする。

#### 1 病虫害の防除を目的とした効能効果

(例) 病虫害を阻止、病気に効く、病気が治る、病虫害が発生しない、害虫を殺す・駆除する、害虫病気を撃退、抗害虫、〇〇(害虫)の被害軽減(具体的病虫害名を明記しそれらから農作物を守る旨の表現)、害虫対策、害虫が呼吸を行う気門を塞ぐ、〇〇病等に期待、〇〇(害虫)退治、病虫害抵抗力、防虫免疫、芝生用除草剤、芝生内の広域雑草に有効、忌避効果、虫がよりつかない等

#### 2 農作物等の生理機能の増進又は抑制を主たる目的とする効能効果

(例) 植物の成長を促進、植物生体内の触媒剤、植物の生理活動性を促進、開花・着色を促進、植物の背丈を抑制、ブドウを種なし化等

#### 3 農薬としての効能効果を増強させることを目的とする効能効果

(例) 農薬の効果を高める、展着剤等

#### 4 農薬としての効能効果の暗示

(1) 名称又はキャッチフレーズよりみて暗示するもの

(例) 〇〇(害虫)コロリ、防虫剤等

(2) 含有成分の表示及び説明からみて暗示するもの

(例) 害虫防除で知られる〇〇(成分)を原料とし、これに有用成分を添加、相乗効果を持つ等

(3) 起源、由来等の説明よりみて暗示するもの

(例) 〇〇〇という古い自然科学書をみると、虫を殺し、植物が病気に強くなるという。等

(4) 新聞、雑誌等の記事、学者等の談話、学説、農家による経験談等を引用又は掲載することにより暗示するもの

(例) 生産者〇〇〇〇の談

「・・・は、〇〇(害虫)によく効きます。」等

別添2

平成○年○月○日

○ ○ 県(注)

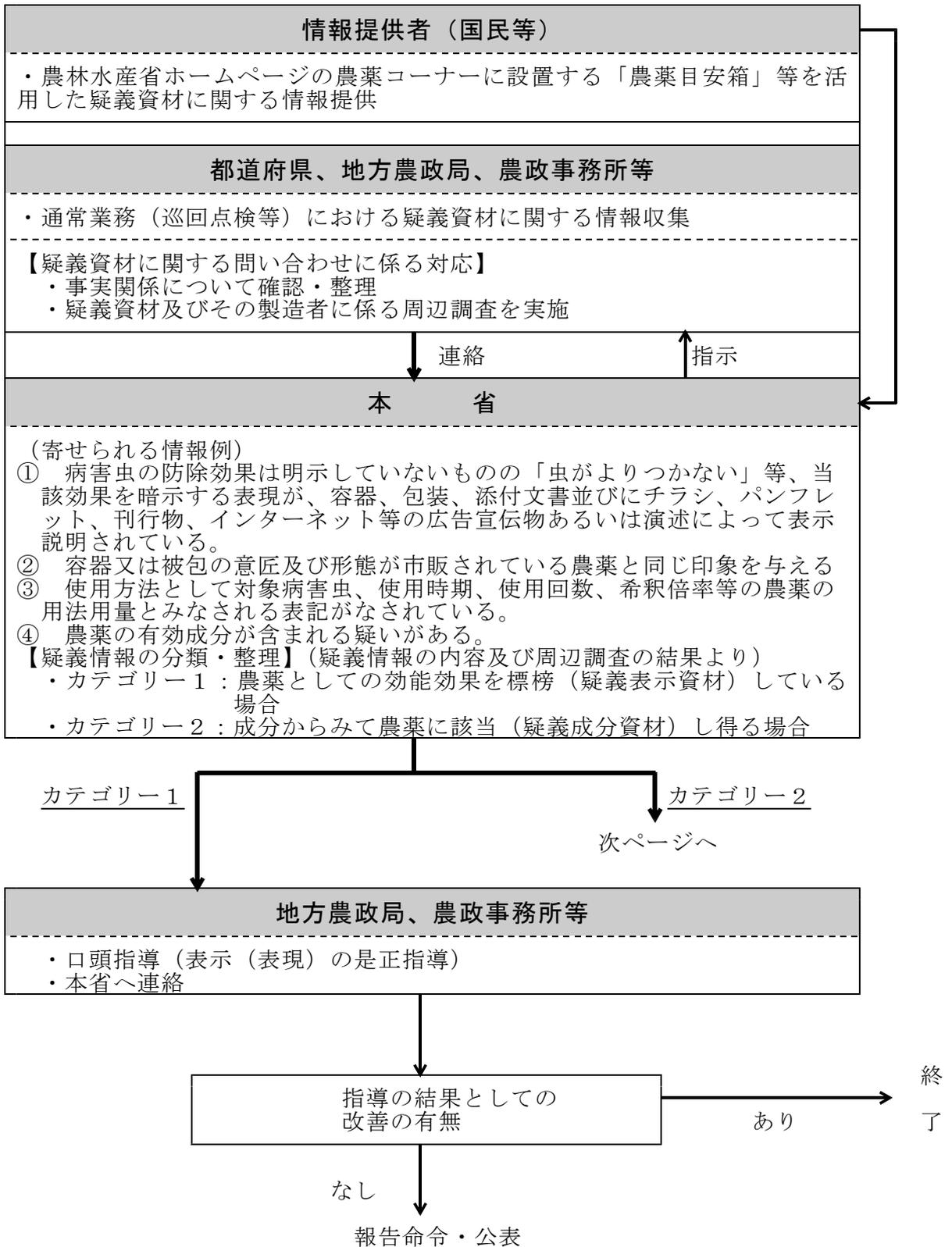
疑 義 資 材 情 報 (平成○年第○号)

- 1 疑義資材名
- 2 疑義資材と判断した事由 (疑義内容)
  - ・
  - ・
  - ・
- 3 都道府県その他分析機関による分析の有無  
(有の場合、混入が疑われる農薬の有効成分名)
- 4 販売店、製造業者等に関する情報
  - (1) 所在地
  - (2) 責任者、担当者の氏名
  - (3) 法令違反に係る履歴等の周辺情報

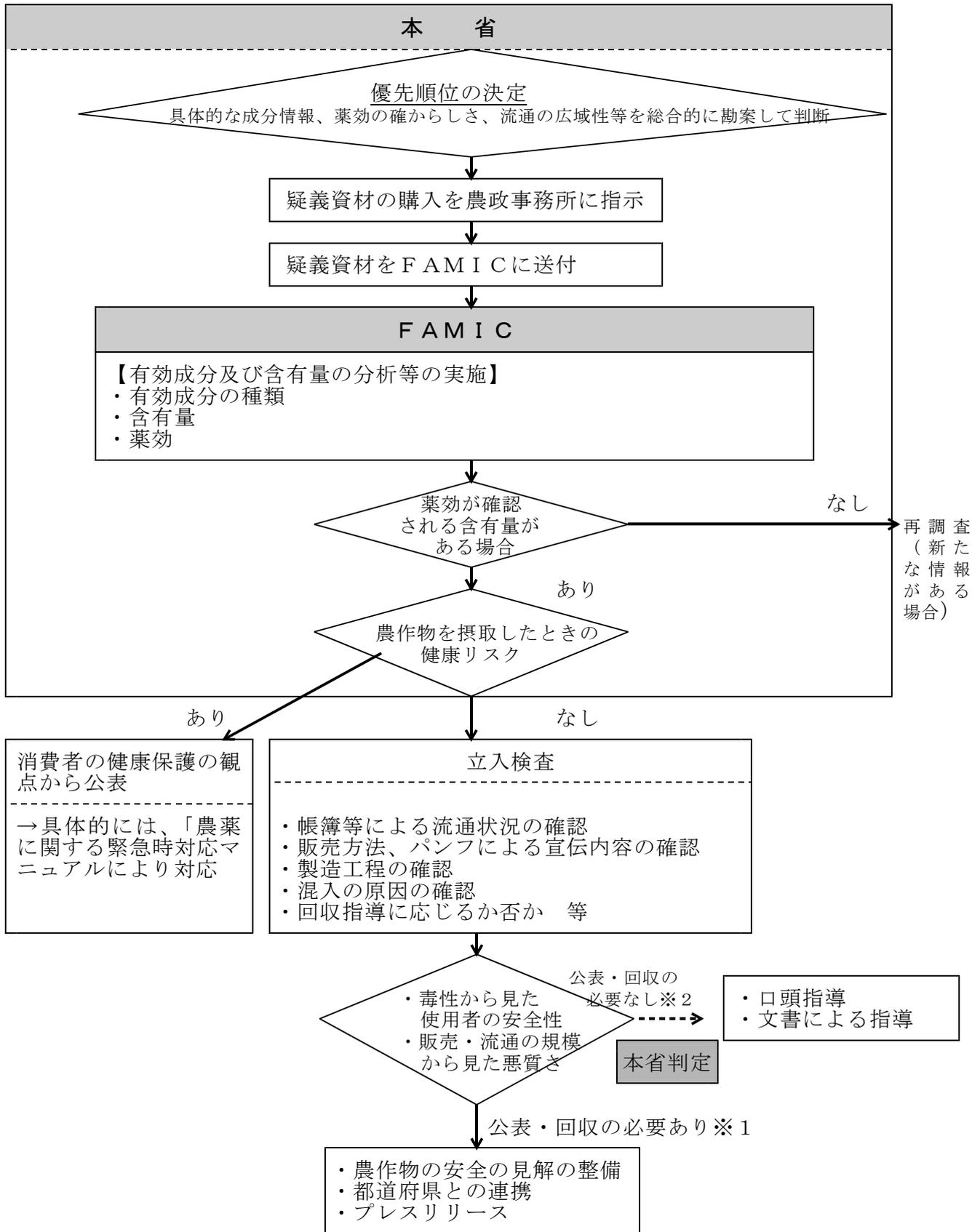
※ 写真等、参考となる情報がある場合、別途添付する。

(注) 東京都にあつては東京都、北海道にあつては北海道、京都府又は大阪府にあつては○○府、地方農政局にあつては○○農政局、地方農政事務所又は北海道農政事務所にあつては○○農政事務所、内閣府沖縄総合事務局にあつては内閣府沖縄総合事務局と記載する。

# 疑義資材の取扱いフロー



成分からみて農薬に該当（疑義成分資材）し得る場合



※1 無登録農薬として断定された場合

※2 毒性等からみて安全性の問題がない場合（例：販売、流通の規模が極めて限定的な場合等）